

# 総務委員会資料

## 平成24年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第127号

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について

資料 任期付研究員制度の概要  
(地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律)

平成24年8月29日

総 務 局

## 任期付研究員制度の概要（地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律）

### (1) 法の趣旨

公設試験研究機関において、公務部内では得られにくい専門的な知識経験等を有する外部人材を積極的に受け入れ、研究者の相互の交流を推進することにより、研究活動の活性化を図り、もって地域振興に資することを目的に、地方公務員について、条例で定めるところにより、公設試験研究機関の研究業務に任期を定めて採用できるようにするため。

### (2) 任期付研究員及び任期付職員の根拠法令と種類

根拠法令	任期付の種類 (根拠条文)	採用できる場合
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律 (以下「任期付研究員法」という。)	招へい研究員 (第3条第1項第1号)	公設試験研究機関において専門的な知識経験等を有する人材を受け入れ、研究業務に従事させる場合
	若手研究員 (第3条第1項第2号)	
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (以下「任期付職員法」という。)	特定任期付職員 (第3条第1項)	高度の専門的な知識経験と優れた識見が必要な職がある場合
	一般任期付職員 (第3条第2項)	専門的な知識経験を有する人材の確保に時間を要したり、有効に活用できる期間が限られている場合
	拡大任期付職員 (第4条第1項第1号)	一定の期間内に終了することが見込まれる業務及び一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合
地方公務員の育児休業等に関する法律	育児休業代替任期付職員 (第6条第1項第1号)	育児休業の請求があり、配置換えその他の方法で当該請求職員の業務を処理することが困難である場合

※ 本市では、任期付職員法に基づき、平成16年に「川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を制定し、任期付職員制度を運用しているが、任期付研究員法第7条において、研究業務に従事する職員については、任期付職員法の規定は適用しないと定められていることから、任期付研究員法に基づく条例を制定する必要がある。

### (3) 任期付研究員の種類

	招へい研究員	若手研究員
要件	(1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者 (2) 当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事	(1) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者 (2) 当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の醸成に資する研究業務に従事
採用の方法	任命権者が選考により採用 (人事委員会の承認が必要)	任命権者が研究業務及び選考の手続を定めた採用計画に基づき採用 (採用計画は人事委員会に協議する。)
任期	原則5年以内 (研究業務の性質上特に必要がある場合は7年(プロジェクト研究の場合は10年)以内)	原則3年以内 (研究業務の性質上特に必要がある場合は5年以内)
任期の更新	採用の日から5年を超えない範囲 (特に必要がある場合として7年又は10年までの任期を定めることが認められたときは、7年又は10年を超えない範囲)	採用の日から3年を超えない範囲 (特に必要がある場合として5年までの任期を定めることが認められたときは5年を超えない範囲)
勤務時間の特例	裁量勤務制によることができる。 (研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合)	

※ 給与については、地方公務員法第24条第6項に基づき条例で定めることとなるが、任期付研究員制度の運用に関する自治省通知により、国家公務員の任期付研究員の給与に準じた措置を講ずることとされている。

### (4) 条例が制定された場合の採用が想定される部署

本市が、環境の総合的な研究を行う拠点として殿町3丁目地区に設置する川崎市環境総合研究所では、「都市と産業の共生」を目指した新たな研究に取り組むことを予定している。こうした研究について専門的な知識経験を有する者を平成25年4月から任期付きで採用することにより、社会状況の変化に的確に対応できる柔軟で先進的な研究環境の醸成を図る。